

お知らせ

千早赤阪村告示第二号

千早赤阪村農業振興地域整備計画を定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案を次により縦覧に供する。

当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、昭和47年3月31日の翌日から起算して15日以内に村にこれを申し出ることができる。

昭和47年2月28日

大阪府南河内郡千早赤阪村長 松本政之輔



② 農用地利用計画の案の縦覧場所

千早赤阪村水分一八〇番地
大阪府南河内郡千早赤阪村役場

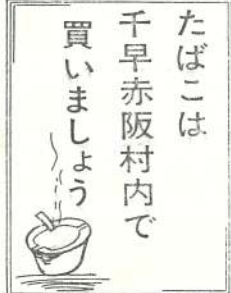
農地利利用計画について

昭和四十六年三月三十一日付大阪府告示四六七号によつて、千早赤阪村が農業振興地域に指定されました。それ以後、農業委員会実行組合長等、各種の会議あるいは部落懇談会等を通じ農業振興地域の説明を行つてまいりましたが、農業振興地域整備計画を進めていく上で、基盤となる農用地の確保・農業基盤整備の計画的な誘導と実施、また実施された土地改良施設などの効果の維持保全をはかるために必要な農業上の土地利用の計画化をねらいとした「農用地区域」の設定を行なつております。

農用地区域とは、農業振興地域内にある現況農用地等や、山林原野などのうちその地域の農業を振興していく上で基盤として今後相当長期にわたつて（概ね十年以上）農用地等としての利用を確保する必要がある土地について定めるものです。これは農業振興地の指定の中で、農用地等になるとどうなるのか簡単に説明します。農業振興地域の整備に関する法律 第十七条（農地等の転用の制限）の中で次のように規定されております。「農林大臣及び都道府県知事は農用地区域内にある農地法（昭和二十七年法律第二十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四十七条第一項及び第五十一条第七十三条第一項の許可に関する処分を行なうに当つては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない」と規定されております。

具体的にいいますと農地法第四条第一項とは農地を農地以外のものにする行為をいいますが、この場合、都道府県知事のあるいは農地以外にする面積が二ヘクタールを越える時は、農林大臣の許可が必要です。また農地法第五条第一項とは農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、この土地に地上権・水小作権・質権・使用貸借による権利・賃借権等の権利を設定したり、また所有権を移転する場合にも 第四条と同様 都道府県知事あるいは農林大臣の許可が必要です。（同法第七十三条要です。）

（同法第七十三条要です。）このように従来ですと許可があれば農地を農地以外のものにする行為が認められますが、農用地区域内の土地については農地転用の制限などの措置がとられることとなります。そのため農用地区域に含まれているか否かが明らかとなるよう大字・字・小字および地番道路・鉄道・河川・水路・建築物など一定の地物・施設・工作物またはこれからの距離および方向などによつて行ないます。また この計画は、他の計画とは異なり、土地利用の規制をとまなっていますので、作製にあたっては、あらかじめその計画案を一定期間縦覧するとともに、農用地区域内にある土地の権利者は これに対して異議を申し出ることができるものとされています。



たばこは
千早赤阪村内で
買ひましよう

農業振興地域になると

一、国の補助事業や融資事業が集中的に行なわれます

農業振興地域は、今後の農業振興の基盤となる地域です。国の農業振興に関する施策は、農業振興地域整備計画に基づいて総合的に集中して実施されます。とくに、土地基盤の整備や農業近代化施設の整備など、その実施の効果が長期にわたる施策は、原則として農業振興地域だけで行なわれることとなります。

また、実施の効果が短期的なものや、個々の農業経営を対象にする施策も、農業振興地域で実施されます。

なお、農業振興地域の指定が全国を一巡するまでの間は、農業振興地域整備基本方針で明らかにされた「予定地」で、これらの農業施策が実施されることとなります。

二、税制上の優遇措置がとられます

に基づいて行なわれる農業委員会のおっせん、市町村長勧告、知事の調停によって農地等の譲り渡しがなされたときは、譲り渡した者には譲渡所得税を、取得した者には登録免許税をそれぞれ軽減することとなります。

また、農業振興地域で行なわれる農地等の買換えについては、課税の繰り延べ措置が認められることとなります。

三、国有財産の利用が促進されます

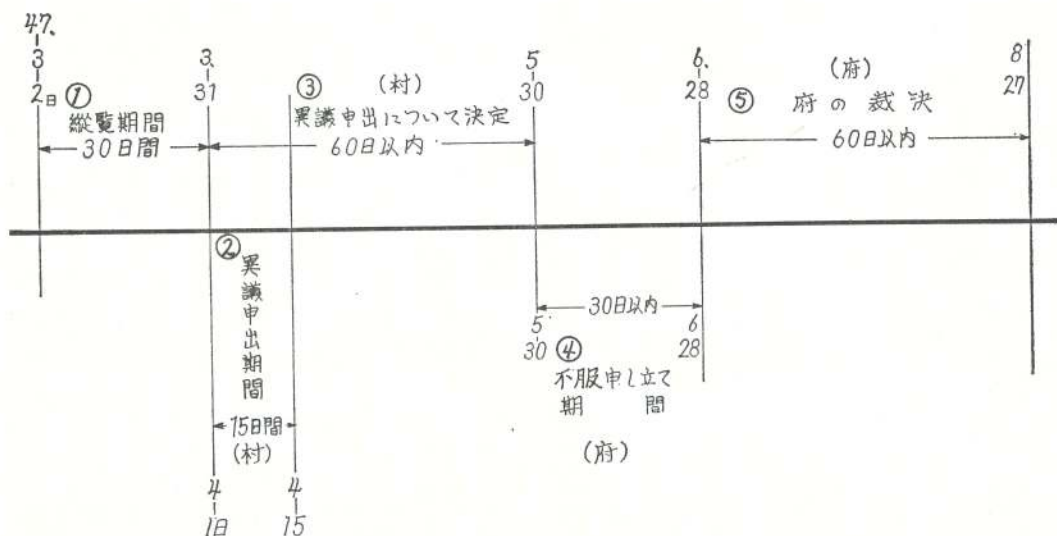
国は、必要によつては普通財産の譲り渡しまたは貸付けをすることともに積極的に国有林野の活用を図るよう努めることとなつています。

四、生活環境施設の整備が促進されます

国、県、市町村は農業振興地域整備計画の達成のために、農業振興地域の生活環境施設の整備に努めることとなります。

五、その他

農用地利用計画の異議申出と決定について



農業振興地域整備を樹立するための経費について国が補助するほか、必要な助言、指導が重点的に行なわれます。

- ① (縦覧期間) 告示3月2日のから(一30日間一)3月31日まで、千早赤阪村役場にて縦覧しています。
 - ② (異議申出期間) 農用地区域内にある {土地の所有者
その土地に関し権利を有するもの} は
農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日(4月1日)から起算して15日以内に村にこれを申し出ることができます。
 - ③ (村の決定) 村は②による異議申出を受けたときは、縦覧期間満了後60日以内(5月30日まで)にこれを決定します。
 - ④ (不服申し立て) ③に対して不服がある申出人は、その決定があった日から起算して30日以内に府知事に対し審査を申し立てることができます。
 - ⑤ (府の裁決) ④について、府は申し立てを受理した日から60日以内に裁決します。
- ▶なお、この③または⑤の決定または裁決については、行政不服審査会による不服申し立てをすることができません。

農用地区域に $\begin{matrix} \{ \text{含める} \\ \text{含めない} \} \end{matrix}$ 土地に関する届出について

届け出は4月15日までに役場経済課へ!!

農用地利用計画案（線引の）農用地域にあって農用地をその区域に含めない土地として利用予定ある場合 例えば……家や工場等建物の用地とする。（但し自家使用分に限る）また農地に杉、桧等植林して、山林に地目変更する予定がある場合——農用地区域にあっては今後（昭和47年4月15日以後）農地転用（農地法第4条、第5条の地目変更）ができなくなりますのであらかじめ、届出により（4月15日まで）農用地区域により除外するものについては、同区域に含めない土地としてして下さい。

また、反対に農用区外区域より農用地に入れておきたい場合は農用地に含める用地として届出して下さい。



農用地利用計画案

区域の範囲	農用地区域に含めない現況農用地等の土地
森 屋 西 上	(1) 内田川右岸線同 911番地先、908番地、907番地、905番地、877番地、852番地、879番地 村道川西3号線、府道千早森屋狭山線を順次結んで囲まれた区域の土地
森 屋 北 中 南 水分山の井	(1) 千早赤阪村・河南町境界、千早川右岸線、大字森屋部落境界線ホトロ水路線、160番地、156番地、155番地、157番地先から国道309号線、村道大森畑田線を順次結んで囲まれた区域の土地 (2) 村道ひえの前線国道309号線79番地先より水越川右岸線、村道水分延命寺線、千早川左岸185番地1の 同195番地の1先 府道千早森屋狭山線、左側50m設定線、大字水分部落界線ホトロ水路線を順次結んで囲まれた区域の土地
川 野 辺	(3) 旧赤阪柏原線、大字川野辺部落界線、府道(新)水分駒ヶ谷線千早赤阪村・河南町境界を順次結んで囲まれた区域の土地
二 河 原 辺 水 分 北 南	(1) 村道水分二河原辺線75-1番地先より同線 245-1番地先に至る右側50m設定線、村道水分二河原辺線 75-1番地先、76番地、74番地内より足谷川右岸線198番地先、199番地、241番地甲、244番地を順次結んで囲まれた区域の土地 (2) 国道309号線、村道満所池線、府道水分駒ヶ谷柏原線、村道旧赤阪柏原線、大字水分部落界線、村道水分榎線、村道水分川野辺線を順次結んで囲まれた区域の土地
桐 山	(1) 村道桐山辻堂浦線で囲まれた区域の土地
東 阪 中 津 原 吉 年 小 吹	(1) 府道千早森屋狭山線156番地先より同線 234-3番地に至る右側30m設定線、村道役場上東阪線、東阪部落界線、府道東阪三日市179番地先より千早森屋狭山線 156の1番地先に至る左側30m設定を順次結んで囲まれた区域の土地 (2) 村道地藏辻線、府道中津原寺元線、府道東阪三日市線、中津原部落界を順次結んで囲まれた区域の土地 (3) 吉年部落界線で囲まれた区域の土地 (4) 小吹127番地、126番地、120番地、119番地、222番地、216番地、210番地、186番地、117-3番地、228-1番地、229-1番地、198番地 丙、110-1番地、107-1番地、108-1番地、109番地、228-16番地、122-1番地、122-3番地、123番地、124番地、125番地、132-1番地、200番地、203番地、201番地、205番地、198番地甲、198番地乙、228-6番地、229-2番地、228-13番地、228-15番地、228-7番地、228-14番地、179番地、180番地、181番地、183番地、184番地、178番地、245-2番地、236-1番地、235番地、238番地乙、182-2番地、236-2番地、185番地、188番地、177番地、176番地、175番地229-5番地の土地

農用地利用計画(案)

森屋、水分、川野辺、二河原辺、桐山の農用地区域の設定線
(斜線の部分以外は農用地)

